

令和4年4月7日

保護者様

尼崎市立成徳小学校  
校長 島多 峰史

## 非常変災等による臨時休業について（保存版）

「尼崎市」に警報等が発表されたときの対応につきましては、次のとおりです。

報道機関によっては、尼崎市が含まれていなくても「阪神」とまとめて発表される場合があります。必ず、テレビ、ラジオ、気象庁ホームページなど複数の媒体で『尼崎市』が含まれているかをご確認ください。メール配信は、サーバーの混雑状況等により遅れることがありますが、このお知らせで判断できる内容に関しては、学校への電話を避けてくださいますようお願いいたします。

気象警報情報の把握には、ひょうご防災ネット <http://bosai.net/> への登録をお勧めします。

- 1 登校前 午前7時現在  
『大雨警報』『洪水警報』『暴風（雪）警報』及びこれらにかかる『特別警報』が発表されている場合は、**自宅待機**とします。  
(午前7時から9時までのラジオ・テレビ等の気象情報に注意してください。)
- 2 午前9時（ちょうどを含む）までに  
『大雨警報』『洪水警報』『暴風（雪）警報』及びこれらにかかる『特別警報』が解除された場合は、その時点で登校させてください。  
(解除とは、警報が注意報に変わった場合も含まれます。登校後に授業を実施し、登校させてください。登校後に、通常どおり授業を実施し、給食があります。)
- 3 午前9時までに  
『大雨警報』『洪水警報』『暴風（雪）警報』及びこれらにかかる『特別警報』が解除されない場合は、**臨時休校**とします。  
(休校中、特に警報発表中は、家の外に出さないように、ご配慮ください。)
- 4 登校後、在校中に  
『大雨警報』『洪水警報』『暴風（雪）警報』及びこれらにかかる『特別警報』が午前11時までに発表された場合、悪天候下での危険な下校を避けるため、給食を実施せず、速やかに下校の措置をとります。  
発表が予想される場合は、各家庭で、あらかじめ昼食等の用意をお願いします。  
(児童を一時的に学校に待機させたり、保護者に迎えを依頼することがあります。)
- 5 前日、または当日に、尼崎市において震度5弱以上の揺れを観測した場合は、臨時休校となり、登校後は原則として**保護者への引き渡し**の措置をとります。

以上

見やすい所に貼っておいてください。